

写

食安発第0508001号  
平成21年5月8日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成21年厚生労働省告示第300号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が下記のとおり改正されたので、その運用に遺憾なきよう取り計らわみたい。

また、当該改正の内容につき、関係者への周知方よろしくお願ひする。

#### 記

##### 第1 改正の概要

- 1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、農薬及び動物用医薬品アミトラズ、エトキサゾール及びシロマジンについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙1参照）。
- 2 法第11条第1項の規定に基づき、動物用医薬品ミロサマイシンについて食品中の残留基準を設定したこと（別紙2参照）。

##### 第2 施行・適用期日

公布日から適用されることである。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成21年11月8日から適用されること。

農薬等	食品
アミトラズ	<p>米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チングエンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のハーブ、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵</p>
エトキサゾール	<p>小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、トマト、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、その他のうり科野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、マルメロ、もも、あんず、すもも、うめ、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実及び茶</p>

農薬等	食品
シロマジン	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、えんどう、らつかせい、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、チンゲンサイ、ごぼう、サルシフィー、レタス、たまねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、みつば、なす、まくわうり、たけのこ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒ一豆、カカオ豆及びホップ

### 第3 残留基準

今回残留基準を設定するアミトラズとは、アミトラズ及びN-2, 4-ジメチルフェニル-N' -メチルホルムアミジンをアミトラズ含量に換算したものの和をいうこと。

### 第4 その他

法に基づく残留基準値の設定に合わせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくシロマジンに係る適用拡大のための変更登録並びに薬事法（昭和35年法律第145号）に基づくアミトラズ、エトキサゾール、シロマジン及びミロサマイシンを有効成分とする薬剤に係る承認が農林水産省において行われること。なお、ミロサマイシンの試験法については、後日、通知することとしていること。

## 別紙1

## アミトラズ(殺虫剤／外部寄生虫用剤及びミツバチ寄生ダニの駆除)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	●	0.02
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.02
その他の穀類 <sup>2</sup>	●	0.02
大豆	●	0.05
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らづかせい	●	0.05
その他の豆類 <sup>3</sup>	●	0.02
ばれいしょ	●	0.05
さといも類	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも	●	0.05
こんにゃくいも	●	0.05
その他のいも類 <sup>4</sup>	●	0.05
てんさい	●	0.05
だいこん類の根	●	0.05
だいこん類の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜 <sup>5</sup>	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス	●	0.05
その他のきく科野菜 <sup>6</sup>	●	0.05

アミトラズ(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.05
ねぎ	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜 <sup>7</sup>	●	0.05
にんじん	●	0.05
ペースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜 <sup>8</sup>	●	0.05
トマト	○ 0.9	0.5
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.5
その他のなす科野菜 <sup>9</sup>	●	0.05
きゅうり	○ 0.9	0.5
かぼちゃ	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しようが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類 <sup>11</sup>	●	0.05
その他の野菜 <sup>12</sup>	●	0.05
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 0.5	0.5
レモン	○ 0.5	0.5
オレンジ	○ 0.9	0.5
グレープフルーツ	○ 0.5	0.5
ライム	○ 0.5	0.5
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	○ 0.9	0.5

アミトラズ(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
りんご	○ 0.9	0.5
日本なし	○ 0.9	0.5
西洋なし	○ 0.9	0.5
マルメロ	○ 0.9	0.5
びわ	○ 0.9	0.5
もも	○ 0.9	0.5
ネクタリン	○ 0.9	0.2
あんず	○ 0.9	0.2
すもも	○ 0.9	0.2
うめ	○ 0.9	0.3
おうとう	○ 0.9	0.5
いちご	●	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハックルベリー	●	0.2
その他のベリー類果実 <sup>14</sup>	●	0.2
ぶどう	●	0.05
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.2
アボカド	●	0.2
パインアップル	●	0.05
グアバ	●	0.2
マンゴー	●	0.2
パッションフルーツ	●	0.2
なつめやし	●	0.2
その他の果実 <sup>15</sup>	●	0.2
ひまわりの種子	●	0.2
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.2
綿実	○ 0.9	0.5
なたね	●	0.2
その他のオイルシード <sup>16</sup>	●	0.2
ぎんなん	●	0.2
くり	●	0.05
ペカン	●	0.2
アーモンド	●	0.2
くるみ	●	0.2
その他のナッツ類 <sup>17</sup>	●	0.2

アミトラズ(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.1
ホップ	●	40
その他のスパイス <sup>18</sup>	○ 5	0.5
その他のハーブ <sup>19</sup>	●	0.05
牛の筋肉	○ 0.09	0.05
豚の筋肉	○ 0.09	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>20</sup> の筋肉	○ 0.2	0.1
牛の脂肪	○ 0.2	0.1
豚の脂肪	○ 0.4	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.2	0.4
牛の肝臓	○ 0.4	0.2
豚の肝臓	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.4	0.2
牛の腎臓	○ 0.4	0.2
豚の腎臓	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.4	0.2
牛の食用部分	○ 0.4	0.2
豚の食用部分	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.4	0.2
乳	○ 0.02	0.01
鶏の筋肉	●	0.02
その他の家きん <sup>21</sup> の筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	○	0.01
その他の家きんの脂肪	○	0.01
鶏の肝臓	●	0.04
その他の家きんの肝臓	●	0.04
鶏の腎臓	●	0.04
その他の家きんの腎臓	●	0.04
鶏の食用部分	●	0.04
その他の家きんの食用部分	●	0.04
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02
はちみつ	○ 0.2	0.2
綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	○ 0.09	0.05

エトキサゾール(殺虫・殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
小豆類	● 0.3	0.5
えんどう	● 0.5	0.5
そら豆	● 0.5	0.5
らつかせい	● 0.5	0.5
その他の豆類 <sup>3</sup>	● 0.5	0.5
トマト	● 0.1	
なす	○ 0.5	0.5
きゅうり	● 0.3	0.5
かぼちゃ	● 0.5	0.5
しろうり	● 0.5	0.5
すいか	○ 0.2	0.1
メロン類果実	○ 0.2	0.1
まくわうり	○ 0.2	0.1
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	● 0.2	0.5
みかん	● 0.5	1
なつみかんの果実全体	● 0.7	1
レモン	● 0.7	1
オレンジ	● 0.7	1
グレープフルーツ	● 0.7	1
ライム	● 0.7	1
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	● 0.7	1
りんご	● 0.5	2
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	● 0.2	0.5
びわ	○ 0.2	0.1
もも	● 0.05	0.1
ネクタリン	○ 0.5	0.5
あんず	● 0.1	1
すもも	● 0.5	1
うめ	● 0.1	1
おうとう	○ 1	1
いちご	● 0.5	1
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実 <sup>14</sup>	●	1
ぶどう	● 0.5	1
かき	●	0.5

エトキサゾール(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
バナナ	●	0.5
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	1
その他の果実 <sup>15</sup>	●	0.5 1
綿実	○ 0.2	0.1
くり	○ 0.01	0.01
ペカン	○ 0.01	0.01
アーモンド	○ 0.01	0.01
くるみ	○ 0.01	0.01
その他のナッツ類 <sup>17</sup>	○ 0.01	0.01
茶	● 10	15
ホップ	○ 15	15
その他のスパイス <sup>18</sup>	○ 10	1
牛の筋肉	○ 0.05	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>20</sup> の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.05	0.01
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.05	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.05	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.01	0.01

エトキサゾール(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん <sup>21</sup> の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01

シロマジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
どうもろこし	●	0.3
そば	●	0.05
その他の穀類 <sup>2</sup>	●	0.05
大豆	●	0.05
小豆類	○ 3	1
えんどう	●	1
そら豆	○ 3	0.05
らつかせい	●	0.05
その他の豆類 <sup>3</sup>	○ 3	1
ばれいしょ	○ 0.8	0.5
さといも類	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも	●	0.05
こんにゃくいも	●	0.05
その他のいも類 <sup>4</sup>	●	0.05
てんさい	●	0.05
さとうきび	●	0.02
だいこん類の根	●	0.3
だいこん類の葉	●	0.3
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	5
西洋わさび	●	0.05
クレソン	● 7.0	10
はくさい	●	3
キャベツ	○ 10	5
芽キャベツ	○ 10	5
ケール	○ 10	5
こまつな	○ 10	5
きょうな	○ 10	5
チングンサイ	● 3	5
カリフラワー	○ 10	5
ブロッコリー	○ 1	0.5
その他のあぶらな科野菜 <sup>5</sup>	○ 10	10
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	○ 3	0.5
チコリ	○ 7.0	4
エンダイブ	○ 7	7
しゅんぎく	○ 10	10
レタス	● 4	5
その他のきく科野菜 <sup>6</sup>	○ 7	7

シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	● 0.1	2
ねぎ	○ 3	2
にんにく	●	0.1
にら	●	0.02
アスパラガス	●	3
わけぎ	●	2
その他のゆり科野菜 <sup>7</sup>	●	2
にんじん	●	1
ペースニップ	●	0.05
パセリ	○ 7.0	5
セロリ	○ 5	5
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜 <sup>8</sup>	○ 7.0	4
トマト	○ 1	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	● 1	2
その他のなす科野菜 <sup>9</sup>	○ 1	1
きゅうり	○ 2	0.2
かぼちゃ	○ 2	1
しろうり	○ 1	1
すいか	○ 1	1
メロン類果実	○ 0.5	0.2
まくわうり	● 0.5	1
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	○ 1	1
ほうれんそう	○ 7	7
たけのこ	●	0.02
オクラ	○ 1	0.05
しようが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	○ 7	5
しいたけ	● 1	5
その他のきのこ類 <sup>11</sup>	● 1	5
その他の野菜 <sup>12</sup>	● 1	4
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	●	0.05

シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず	●	0.05
すもも	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう	●	0.05
いちご	●	0.5
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実 <sup>14</sup>	●	0.05
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	○ 0.5	0.3
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実 <sup>15</sup>	○ 1	0.02
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	●	0.08
なたね	●	0.05
その他のオイルシード <sup>16</sup>	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
ぐり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類 <sup>17</sup>	●	0.05

## シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.05
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.05
その他のスパイス <sup>18</sup>	○ 7.0	4
その他のハーブ <sup>19</sup>	○ 10	10
牛の筋肉	○ 0.3	0.05
豚の筋肉	○ 0.3	0.05
羊の筋肉	○ 0.3	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>20</sup> (羊を除く。)の筋肉	○ 0.3	0.1
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
羊の脂肪	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の脂肪	○ 0.4	0.05
牛の肝臓	○ 0.3	0.05
豚の肝臓	○ 0.3	0.05
羊の肝臓	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の肝臓	○ 0.3	0.1
牛の腎臓	○ 0.3	0.1
豚の腎臓	○ 0.3	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.3	0.2
牛の食用部分	○ 0.3	0.05
豚の食用部分	○ 0.3	0.05
羊の食用部分	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の食用部分	○ 0.3	0.1
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.1	0.05
その他の家きん <sup>21</sup> の筋肉	○ 0.1	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.1	0.07
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.08
鶏の腎臓	○ 0.1	0.07
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.08
鶏の食用部分	○ 0.1	0.07
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.08
鶏の卵	○ 0.3	0.20
その他の家きんの卵	○ 0.3	0.2

## 脚注

1. ○：平成21年5月8日施行  
●：平成21年11月8日施行

残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にはない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスペイス以外のものをいう。

4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、とうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

#### 参考

- ・シロマジンの羊の筋肉及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉の残留基準値については、他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の脂肪及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪の残留基準値については、他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の肝臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓の残留基準値については、他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の腎臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓の残留基準値については、他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分の残留基準値については、他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分として1つの残留基準値としてまとめられる。

別紙2

ミロサマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
豚の筋肉	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.04	0.04
鶏の脂肪	0.04	0.04
鶏の肝臓	0.04	0.04
鶏の腎臓	0.04	0.04
鶏の食用部分	0.04	0.04
はちみつ	0.05	0.05

脚注

表中ない食品については、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 A 食品一般の規格の項に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。